

令和7年5月29日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

「重点支援地方交付金」を活用した防犯対策の働き掛けの推進について
(通達)

国の「重点支援地方交付金」(以下「交付金」という。)を活用した防犯対策については、生活安全部長通達「地方創生臨時交付金の活用に関する働き掛けの推進について」(令和6年5月10日付け生企発第493号)及び同通達「「重点支援地方交付金」を活用した防犯対策の働き掛けの推進について」(令和6年12月26日付け生企発第1253号)により、市町村への積極的な働き掛けを指示していたところであるが、本年も、交付金が防犯カメラ設置や地域における「闇バイト」対策等に活用可能であることが示されたことから、各警察署にあっては、引き続き、管内市町村に対して、交付金を活用した防犯対策の推進について強く働き掛けること。

なお、上記通達については廃止する。

記

1 対象

各警察署が管轄する市町村

2 交付金を活用可能な防犯対策事業

- (1) 防犯カメラ、防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機の設置
- (2) 青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援
- (3) 防犯ボランティアへの支援（資機材の購入）
- (4) 地域社会における闇バイト対策の取組への支援

3 働き掛けの要領

(略)

4 報告

(略)

担 当：生活安全企画課（総合犯罪防止対策室）